

お知らせ

平成30年2月15日
宇部市総務管理部入札監理課

建設工事の入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり制度の改正等を行いますので、お知らせします。

記

1 宇部市建設工事に関する公契約指針の策定について

これまでの入札契約制度の改正等を踏まえ、市が取り組むべき内容と公契約の相手方に求める内容の基本的なあり方を明確にすることにより、入札及び契約の適正化を推進し、及び良質な工事の施工を確保するとともに、公契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、「入札及び契約の適正化の推進」、「適正な労働環境の整備」、「地域経済の健全な発展」の3点を柱とした「宇部市建設工事に関する公契約指針」を策定しました。

なお、本指針の内容につきましては、入札監理課及び市ホームページで公表しています。

2 社会保険等未加入対策について

建設産業における公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善を図るため、平成29・30年度の建設工事入札参加資格者名簿の審査において、社会保険等未加入業者を名簿に登録しないこととしましたが、更なる取組として、平成30年度から契約を締結する工事のうち、下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事について、一次下請業者は原則社会保険等加入業者に限定します。

※詳細につきましては、別紙「社会保険等未加入対策について」のとおりです。

3 建築一式工事の手持制限の見直しについて（継続）

近年の建築一式工事の発注状況を勘案し、当該工事における入札参加者の確保を図るため、平成29年度に施行した条件付一般競争入札の手持制限の要件緩和を平成30年度も継続します。

【現行】その年度に締結した手持工事があれば、入札に参加できない。

（前年度以前に締結した工事は、手持工事としない。）

※平成31年度以降は、発注状況を考慮し必要に応じて見直しを行います。

※下位の等級区分に該当する設計金額の工事及び耐震補強工事は、従来どおり手持工事の対象から除きます。

4 条件付一般競争入札制度の改正について（その1）

条件付一般競争入札の対象工事の拡大に伴い、事務負担の軽減の観点から、以下のとおり入札参加申請書類の見直しを行います。

【現行】全ての工事において、一般競争入札の申請時に、

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 監理技術者又は主任技術者の資格・工事経験調書（様式第3号）
- ウ 監理技術者講習を受講した者であることを証する書類の書類の提出を求めている。

【改正】設計金額が1億円未満の工事において、上記イ及びウの書類の提出を省略する。

上記アの様式に、入札公告に掲載された配置技術者を配置できる旨の誓約に関する文言を追加。

※技術者の適正かつ効率的な配置に留意してください。

5 条件付一般競争入札制度の改正について（その2）

条件付一般競争入札の対象工事の拡大に伴い、競争性及び公平性の観点から、以下のとおり入札参加資格要件の見直しを行います。

【現行】入札公告における「施工実績」について、原則同種・類似工事の施工実績を求めている。

【改正】設計金額が概ね2,000万円未満で、同種・類似工事の施工実績を求めた場合、同実績がない場合においても、宇部市が過去5年間に発注した同種・類似工事の指名実績を有していれば、必要に応じて入札参加を可能とする。ただし、3年間を目途に見直しを行う。

※各入札公告における「施工実績」で入札参加資格要件を明示します。

6 総合評価競争入札の見直しについて

総合評価競争入札（設計金額が1億円以上の土木一式工事が対象）の評価項目のうち「災害対策活動実績」について、近年の災害の減少に伴い評価対象業者が限定されるため、公平性の確保の観点から評価対象を見直します。

【現行】過去5年間（5年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの間）に、宇部市所管公共施設に係る災害応急対策業務の活動実績について評価する。

【改正】過去10年間（10年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの間）に、国土交通省、山口県又は宇部市が所管する宇部市内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った災害応急対策業務の活動実績について評価する。

7 施行

平成30年4月1日

8 その他

改正要領等につきましては、後日お知らせします。